

令和5年10月

お客様各位

大牟田柳川信用金庫

インボイス制度に対する当金庫の対応に関するお知らせ

平素より、大牟田柳川信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。さて、令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）の取り扱いが開始されました。

当金庫は、適格請求書発行事業者の登録を受けておりますので、お客様からお支払いいただきました各種手数料に含まれる消費税は、当金庫が交付する適格請求書（インボイス）により仕入税額控除を受けることが出来ます。

なお、インボイス制度の詳細については「国税庁ホームページ」をご確認ください。

<適格請求書発行事業者登録番号>

登録番号	T3290005012356
名称	大牟田柳川信用金庫
本店又は主たる事業所の所在地	福岡県大牟田市有明町2丁目2番地の17

記

1. 営業店窓口等での対応

営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいたお客さまには、インボイス要件を満たした領収書等を発行いたします。

対象取引	振込手数料（ATMを除く）、両替手数料（両替機を除く） 各種証明書関係手数料 等
------	---

※ATM・両替機での手数料は「3.」をご覧ください

2. 口座引落（自動振替）の対応

口座引落（自動振替）により各種手数料をお支払いいただき、インボイス発行をご希望のお客さまには、インボイスの要件を満たした「インボイス管理票」等を発行いたします。郵送による定期的発行も可能です。詳しくは、窓口または渉外係にお尋ねください。

なお、対象となるお取引が無い場合、発行・郵送は行いませんのでご了承ください。

対象のお客さま	当金庫に口座をお持ちで、かつ発行のご依頼をいただいた方事業者（法人、個人事業主等）の方
発行方法	窓口での都度発行 または 郵送による定期的な発行
対象取引	インターネットバンキング、月間基本手数料 等

3. ATM・両替機についてはインボイスの発行はいたしません

インボイスの交付義務が免除される自動販売機特例の対象となることから、インボイスの発行はいたしませんのでご了承ください。

なお、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

対象取引	ATM・・・自動機振込手数料、自動機利用料、 ネット利用料、キャッシング利用料 両替機・・・両替手数料
------	---

4. インボイスの重複発行について

当金庫が発行する「インボイス管理票」や「領収書」等のインボイスについては、発行する期間や時期等の理由からすでに発行済みのインボイスと「重複」する場合がございます。

つきましては、実際にお支払いになられた「領収書」等とあわせてご確認いただきますようお願いいたします。

以上

※ご不明な点等については、最寄りのお取引店舗までお問い合わせください。